

革命防衛隊をめぐるイランの政軍関係の変容（特集 イランの民主化は可能か）

著者	佐藤 秀信
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
雑誌名	アジ研ワールド・トレンド
巻	182
ページ	8-11
発行年	2010-11
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00004376

革命防衛隊をめぐるイランの 政軍関係の変容

佐藤 秀信

●近年の革命防衛隊の拡大

本年六月九日に採択された国連安保理決議一九二九号は、その草案段階から、革命防衛隊の経済活動への打撃が企図されていた。同決議は、イラン有数の建設・開発事業体「最後の預言者開発本部（ハーテモルアンビヤール）」とその系列団体など、革命防衛隊傘下の一五団体を制裁対象に指定した。これら団体は、国内経済において重要な位置を占めるばかりでなく、核・ミサイル開発関連の事業・調達にも関与しているとされる。

建設・開発分野の公共事業を含め、近年、革命防衛隊が、経済・社会・文化の様々な行政分野の裾野へ大々的に展開している。また、二〇〇九年の大統領選挙後の混乱では、ハーメネイー最高指導者がその調停役を事実上放棄した上、国民弾圧を主導する革命防衛隊に

肩入れした。これらの動向は、文民統制の阻害、さらには軍国主義・全体主義体制への移行を予兆させるものといえよう。

イランの現体制は、「イスラーム法学者の統治（ヴェラーヤテ・ファギーフ）」を国家理念の根幹に据え、イスラーム法学者たる最高指導者が国家を指導し、軍はその統制下に属すると規定する。革命防衛隊もその例外ではないはずだが、近年において実態はその統治理念と乖離してきた。小論は、一九七九年から現在に至る最高指導者と革命防衛隊の力関係、および革命防衛隊の非軍事活動を、主に関連制度・団体の展開から照射することで、革命防衛隊をめぐる政軍関係の変容が何故生じたかを探り、今後を展望するものである。

●草創・戦争期

革命防衛隊は一九七九年五月、バスイージは同年一月に初代最高指導者ホメイニーの指示を受けて創設されたが、法的には、同年一二月に成立したイラン・イスラーム共和国憲法を嚆矢とする。

「革命防衛隊は、革命とその成果を護持する役割を担う」旨の第一五〇条は革命防衛隊存立の根拠条文、および「平時の場合に政府は、軍の人員や装備を災害救助、教育、生産、村落開発等の諸活動に活用すべき」旨の第一四七条は軍による非軍事活動の根拠条文となる。双方の条文を併せると、革命防衛隊は平時の革命体制護持のため非軍

事活動を義務とする、と解釈される。

さらに、憲法に続き制定された革命防衛隊基本令（一九八二年九月成立）は、革命防衛隊の国民動員部門であるバスイージの組織構造を細かく規定し、革命防衛隊による社会末端への浸透を法的に根拠づけた。このように、一九八〇年代初頭において既に、革命防衛隊が軍務に専念するプロフェッショナル集団との前提にはならず、戦後に革命防衛隊による政治介入の余地を残すことになった。

とはいえ、一九八〇年代は、ホメイニーの指導力と戦時体制下で、文民統制が概ね実現された時期といえる。最高指導者が全軍最高司令官であり、革命防衛隊幹部の任免権を有すると規定した憲法第一〇条は、最高指導者による軍統制の法的根拠となる。ホメイニーは、一九八〇年から八年間続いたイラン・イラク戦争中、軍事分野の最高意思決定機関である国防最高評議会に、側近のハーメネイー大統領を議長として、ラフサンジャーニー国会議長を政務担当の最高指導者名代（戦争末期には最高司令官代理）として充て、戦争に係る主要な指揮を任せた。またホメイニーは、軍の各部にウラマーを派遣し、軍に対する思想監督を徹底した。国防最高評議会の下部にある統合参謀本部が作戦面を担い、対イラク前線には国軍と革命防衛隊が展開した。社会と軍の境界は国民総動員体制下で曖昧になったが、革命と戦争によってカリスマ的な国民の人気を獲得したホメイニーの指導力があって、軍の政治介入は問題となるレベルに達しなかった。

●戦後の非軍事活動の制度化

一九八八年に停戦となり、翌年

にホメイニーが死去して以降、政軍関係の制度状況は、大きく変容した。政治の上部レベルでは、国軍、革命防衛隊、治安維持軍を統べる全軍統合参謀本部の創設、革命防衛省と国防省の国防軍需省への統合、国家安全保障最高評議会の創設など、軍の合理化と文民統制の強化が企図された。しかしこれら制度改革は、軍将校と統治機構の形式的な関係に限定され、文民統制の実質に意味は少なかった。むしろ、革命防衛隊の非軍事活動に関わる社会レベル、とりわけ文教、治安維持、経済の三分野において、制度上の重要な動きがあった。

第一の文教分野では、革命防衛隊雇用規則法（一九九一年成立）を端緒として、法令制定と団体創設が進められた。同規則法は、革命防衛隊基本令の施行後、戦後の実態に合った詳細な手続法が必要とされたために制定され、特にバスイージと公教育機関との協力を主眼のひとつにする。以降、中小高生バスイージ設立・発展法（一九九六年成立）、大学生バスイージ設立・強化・発展法（一九九八年成立）とその実施規則（二〇〇一年成立）、諸大学教員バスイージ機構設立（二〇〇一年）によつ

て、小学校から大学院までの学生および教員をバスイージへ引き込むために、公教育機関の全面協力が定められた。

第二の治安維持分野では、バスイージの治安維持活動を法的に容認した治安維持軍法（一九九〇年成立）、バスイージ司法支援法（一九九二年成立）とその施行令（一九九三年成立）が、バスイージによる国民監視・弾圧を正当化する契機となった。一九九〇年代初頭まで、バスイージによる国民監視・弾圧は法的な根拠に欠け、実際の対応は下部拠点の恣意的判断に依るところが大きかった。これら法令は、特定条件下においてバスイージに逮捕権を付与し、治安維持軍との業務分掌を規定した。以降、一九九四年のガズヴィーン騒擾、一九九九年と二〇〇三年のテヘラン大学寮を発端とする騒擾において、バスイージと治安維持軍による組織的な監視・弾圧が行われた。しかし、法令制定によって恣意的判断による過剰弾圧がなくなるわけではなかった。

第三の経済分野では、「憲法第一四七条に沿って国防軍需省・全軍の専門能力を国家開発に活用すべし」と規定した経済・社会・文化開発第一次五年計画法（一九

九〇年成立）が、革命防衛隊にとつて有利に働くことになった。一九八九年に設立された先述の「最後の預言者開発本部」は、発足当初から大型ダム建設や石油・ガス資源開発を手掛け、一九九〇年代には同法と先述の憲法規定を追い風に、灌漑設備、ダム、トンネル、道路、水道ガス網、港湾施設、鉄道駅、地下鉄網など、それぞれに専門性を持つ子会社を幾つも設立していった。また、革命防衛隊協同組合財団基本令（一九九三年）、バスイージ協同組合財団基本令（一九九六年）、バスイージ準備基金設置法（一九九七年）とその基本令（二〇〇二年）によつて、次々と革命防衛隊傘下の建設、金融、住宅の事業体が生まれていった。

以上の制度構築は、ハーメネイー新体制の安定確立の一環であり、特に経済分野に関しては、戦後復興への国民の要請に呼応するものだった。ホメイニーと比べ、最高指導者就任時に政教両面で支持基盤が脆弱だったハーメネイーは、政治的には改革派を露骨に排除し、多くの公的機関・ポストを設置した。また宗教的には、宗教界保守派の全面支援を受け、シア派の中心法学者から最高権威へ特進した。この過程でハーメネ

イーは、自らに近いエリートやパワーセンターに権能を配分し、また戦争での戦死者家族、戦傷者らを総括する調停者になろうとした。ホメイニーの絶対指導性が際だっていた一九八九年までの最高指導者体制は、ハーメネイー期になって権力分散型の構造へ変容していったのである。そして政軍関係の側面では、国民社会における体制基盤安定を目的に、革命防衛隊の非軍事活動の制度化、革命防衛隊に対する権能配分を進めた。

このような権能配分の代償としては、文民統制の弱体化が容易に想定されるが、二〇〇〇年代初頭まで革命防衛隊の政治・社会介入は、騒擾時の治安維持活動以外には、さして顕在化しなかった。これは、一九八九年以降の国内の政治・経済環境に関係する。この時期の革命防衛隊は、国内外の武力脅威が低調となり、平時移行による非軍事分野への人員配置・組織構築に力を傾注することができた。特に、既存の行政制度の早期立て直しを目指し、ラフサンジャーニー政権と協力して、実務能力に長けた戦功者を戦後復興の最前線である様々な公的機関の幹部ポストへ配置した（この典型と

しては、戦時に革命防衛隊の後方支援部門で活躍、戦後はイラン西部の県知事や州知事顧問を経て、一九九三年にアルダビール州の初代知事に就任したアフマディネジャード現大統領が挙げられる）。また、経済政策では、革命後に設立された財団（ボンヤード）が一九九〇年代に多角的な事業を展開し、それに対して戦後に新設された革命防衛隊関連の事業体は、事業ノウハウを蓄積するレベルに留まっていた（参考文献①）。

●アフマディネジャード政権との連携

以上のような革命防衛隊の政治・社会介入の状況は、二〇〇五年のアフマディネジャード政権発足後、特に大きく変化する。社会レベルのみならず国家のあらゆる政策決定レベルに革命防衛隊が介入し、文民統制が実質的に揺らぎ出した。その発端は、一九九七年以降の改革派の興隆と退潮、および二〇〇二〜〇三年頃からの新保守勢力の台頭に求められる。

一九九七年に発足したハータミー政権は、自由化・民主化路線を強く打ち出したため、次第に保守派エリートと革命防衛隊将校の反発が強まった。ハータミー政権

発足から暫く、保守派が掌握する司法機関は改革派弾圧を開始し、二〇〇二〜〇三年頃には改革派の抵抗が頂点に達した。この頃から保守派は、国政選挙での議席奪還へ向け、従来の老齢ウラマー中心ではなく、若さ・高学歴・実務専門性を特色とする新保守勢力の候補者を次々と擁立していく。新保守勢力の候補者の多くが、先述したような、戦後に公的機関へ投入された革命防衛隊員であった。また、新保守勢力形成の一翼を担った保守政党のイスラーム革命献身者協会は、大都市の貧困層、および戦死者家族、戦傷者、戦傷功労者の強硬保守層を支持基盤とし、革命防衛隊ネットワークと親和的な関係にあった。新保守勢力の典型的人材であり、イスラーム革命献身者協会の古幹部でもあるアフマディネジャードが、二〇〇五年大統領選挙にて大都市貧困地域で動員票を獲得したことは、保守派による権力奪還の意思が社会レベルにおける革命防衛隊ネットワークの動員能力と結びついたことを、如実に意味した。

以上の経緯と符合するかたちで、アフマディネジャード政権発足前後から、文教、治安維持、経済分野における革命防衛隊のプレ

ゼンスは、飛躍的に増大した。文教分野では、全国民の取り込みを企図するバスイージ化教育が打ち出された。政権発足前の革命防衛隊は、バスイージ構成員にのみ体制従属とそれに沿う教育を施し、非構成員に対しては比較的緩やかな態度を示していた。しかし同時に、ハータミー政権期に改革派支持者が膨れあがったことを眼にした保守派と革命防衛隊は、構成員の拡大が体制安定の要諦であるとも認識していた。アフマディネジャード政権発足後、教育官庁とバスイージは急接近し、公教育機関への革命防衛隊系の人材投入が進められた。多額の政府予算が、放課後の学習・スポーツ教室や夏季休暇の避暑合宿などのバスイージ関連活動に投入された。体制批判の一大拠点とみなされる大学では、大学当局の締め付けと大学生バスイージ拠点の強化に人員と予算が充てられ、学生運動への弾圧が激化した。

治安維持分野では、軍活動と警察活動の融合、バスイージの警察活動拡大が進んだ。政権発足直後の七月、アフマディネジャードと革命防衛隊は、バスイージ副長官であったアフマディモガッダムを治安維持軍長官に異動させた。新

長官は、同月に発生したクルド地域の暴動を、革命防衛隊陸軍およびバスイージと連携して、徹底的に武力鎮圧した。同じ時期、治安維持軍とそれを行政所管する内務省の幹部職に革命防衛隊幹部経験者が続々と配置され、二〇〇九年の第二次政権発足時には、革命防衛隊幹部経験者のモハンマドナツジャールが、国防軍需相から内相へ横滑りした。また、二〇〇七年に革命防衛隊総司令官に就任したジャアファリーの主導によって、翌年には革命防衛隊陸軍とバスイージ軍事部門が州レベルでひとつの作戦単位へ編制され、バスイージ軍事部門を効率よく騒擾対策に動員することが可能となった。二〇〇九年大統領選挙後の騒擾では、警棒や催涙弾の使用だけで鎮圧しきれない治安維持軍に替わり、バスイージ軍事部門は騒擾参加者に対し機関銃を使用した。

ここ最近注目されている経済分野では、「最後の預言者開発本部」の石油事業と金融事業の拡大が目立つ。先述した「最後の預言者開発本部」は、一九九〇年代にダム工事などで実績を積む専門子会社を束ね、ゼネコンとしてのノウハウを蓄積し、二〇〇〇年代になるとイラン有数の建設・開発事業体

に成長した。二〇〇六年以降には南パールス・ガス田の第一五・一六フェーズの開発権益を石油省から得たほか、パイプライン建設受注、石油開発企業の買収を手掛けた。(参考文献②③)。これら石油事業への進出は、石油業界の権益を独占してきたラフサンジャーニー一派を一掃し、革命防衛隊傘下団体など自らに近しい事業体に権益を委ねたいアフマディネジャードの意向が露骨に反映されている。また、一九九〇年代に法制化された協同組合財団傘下の金融機関が、政権発足後に急成長した。とりわけ、「バスイージ無利子貸付機構」を前身とする「友愛ファイナンス・クレジット」は、バスイージ構成員向けの(住宅、車両、教育のローンを含む)無利子貸付を主事業とし、ここ数年でその事業資金と支店数を急増させた。バスイージ構成員なら審査も緩く、一部にはコネを使つての債務放棄が容易とも言われる。さらに、革命防衛隊傘下の金融機関が大手民間企業の株式を買収する事例が目立ち始め、体制一丸となつて進めているはずの民営化政策が、却つて革命防衛隊の市場支配を促しているとの指摘もある(参考文献④)。

●政軍関係の変容

以上の議論を踏まえると、革命防衛隊をめぐる政軍関係がどのように変容したか、以下のような含意が得られるだろう。

第一に、三〇年程度のスパンで振り返ると、革命以降一〇年ほどは文民統制が貫徹されていたが、一九八九年以降に革命防衛隊の社会浸透の制度化が図られた。アフマディネジャード政権発足後、革命防衛隊の非軍事活動は、その制度を梃子にして、行政運営に大きな影響を有するレベルまで急速に拡大した。政軍関係の一般研究がらみれば、政治における軍の優位が社会レベルからボトムアップに成立していく過程は、興味深い事例といえる。

第二に、ここ五年程度のスパンで振り返ると、アフマディネジャード政権発足後の革命防衛隊の政治的プレゼンス増大が、二〇〇九年大統領選挙後のハーメネイによる調停役放棄に繋がったと読み取ることができよう。ハーメネイが革命防衛隊に頼り続け、その社会・経済基盤がますます強大になっている現状をみると、これからしばらくイランは、軍国主義・全体主義化が進むよう

に見受けられる。

(やどう ひでのぶ) 法務省法務事務官)

《参考文献》

- ①Thaler, David E. (et al.) 2010. *Mullahs, Guards, and Bonyads*. RAND Corporation.
- ②Alfoneh, Ali 2007. *How Intertwined are the Revolutionary Guards in Iran's Economy?* American Enterprise Institute for Public Policy Research.
- ③Wehrey, Frederic (et al.) 2009. *The Rise of Pasdaran: Assessing the Domestic Roles of Iran's Islamic Revolutionary Guards Corps*. RAND Corporation.
- ④Alfoneh, Ali 2010. *The Revolutionary Guards' Looking of Iran's Economy*. American Enterprise Institute for Public Policy Research.

本稿にて示した筆者見解は、日本国政府、および筆者勤務先の見解一般を表したのではない。